

**第 39 回（令和 7 年度第 3 回）公立大学法人 公立小松大学 理事会
議事概要**

- 1 日時 令和 7 年 12 月 24 日（水）14 時 31 分～14 時 45 分
- 2 場所 中央第 2 キャンパス会議室
- 3 出席者
石田理事長、山本副理事長（学長）、志村理事（副学長）、千葉理事、西理事、
鈴木理事、森理事、松本監事、能登監事

- 4 議 事
 - (1) 第 38 回議事概要の確認

 - (2) 審議事項
 - ① 役員報酬規則の一部改正について
 - ② 職員給与規則の一部改正について
 - ③ 非常勤職員給与規則の一部改正について
 - ④ クロスアポイントメント制度に関する規則の制定について
 - ⑤ 学則等の一部改正について
 - ⑥ 学生認定留学奨学金規程の制定について
 - ⑦ 授業料等に関する規則の一部改正について

 - (3) 報告事項
 - ① 公立小松大学次期理事長について
 - ② 公立小松大学次期学長候補者について
 - ③ 北陸銀行との包括連携協定締結について
 - ④ 就職内定状況について
 - ⑤ 学位記授与式・入学宣誓式の会場変更について

- 5 議事の経過の概要及び決議の結果
 - (1) 第 38 回議事概要の確認
議長は第 38 回議事概要について説明を行い、出席者へ諮ったところ、満場一致
で原案のとおり承認された。

(2) 審議事項

- ① 役員報酬規則の一部改正について
- ② 職員給与規則の一部改正について
- ③ 非常勤職員給与規則の一部改正について

議長は、役員、職員および非常勤職員の給与規則の一部改正について、総務課長の説明後出席者に諮ったところ、満場一致で原案のとおり可決決定された。

- ④ クロスアポイントメント制度に関する規則の制定について

議長は、クロスアポイントメント制度に関する規則の制定について、志村理事の説明後出席者に諮ったところ、満場一致で原案のとおり可決決定された。

- ⑤ 学則等の一部改正について

議長は、学則等の一部改正について、志村理事の説明後出席者に諮ったところ、満場一致で原案のとおり可決決定された。

- ⑥ 学生認定留学奨学金規程の制定について

議長は、学生認定留学奨学金規程の制定について、志村理事の説明後出席者に諮ったところ、満場一致で原案のとおり可決決定された。

- ⑦ 授業料等に関する規則の一部改正について

議長は、授業料等に関する規則の一部改正について、事務局長の説明後出席者に諮ったところ、満場一致で原案のとおり可決決定された。

(3) 報告事項

- ① 公立小松大学次期理事長について

議長より、公立小松大学次期理事長について報告があった。

- ② 公立小松大学次期学長候補者について

議長より、公立小松大学次期学長候補者について報告があった。

- ③ 北陸銀行との包括連携協定締結について

副理事長より、北陸銀行との包括連携協定締結について報告があった。

④ 就職内定状況について

事務局長より、就職内定状況について報告があった。森理事より、留年予定の学生の数が昨年度と比較して大きく減少している点はアピールできる点であるとの意見があった。

⑤ 学位記授与式・入学宣誓式の会場変更について

総務課長より、学位記授与式・入学宣誓式の会場変更について報告があった。

6 その他

①経営審議会と理事会について

森理事より、経営審議会と理事会の審議及び報告事項が一致している点について指摘があり、議長より、理事会の開催方法については工夫の余地があり、新たな方向性も含め検討していくべきとの考えが示された。

②卒業後の定着率について

西理事より、大学卒業後の定着率について質問があり、千葉理事より、本学キャリアサポートセンターにて卒業後も3年間は支援を行うこととしている旨説明があった。志村理事より、離職を防ぐには、学生が希望した企業に就職できるかが重要であり、キャリアサポートセンターでは丁寧な支援を行っていること、また卒業後の状況については可能な範囲で追跡していく旨回答があった。

以上

以上をもって理事会の議事の全ての審議及び報告が終了したため、議長は14時45分閉会を宣言した。

以上の議決を明確にするため、議長並びに議事署名人は、次に署名押印する。

令和8年1月15日

議長

議事録署名人

同